

審査委員から頂いたコメント等の管理票

令和4年12月8日
原子力規制庁

これまで審査委員から頂いたコメント等について、次のとおり分類、整理しました。

- (1) 第11回原子炉安全基本部会・第5回核燃料安全基本部会に関するもの
- (2) 第54回技術情報検討会に関するもの

(1) 第11回原子炉安全基本部会・第5回核燃料安全基本部会に関するもの

NO.	委員名／ 所属審査会	審議会 議題	審査委員からのコメント	対応状況
11 炉基 5 燃基- 2	村松委員／ 炉安審	11 炉基部会・5 燃基部会 3. その他	<p>今回の議論の最後に久田委員より、地震等により炉心損傷に至った場合への対応の現状はどうなっているかというご質問があり、規制庁側から、原災法関連の事項を含めて全般的な説明が有りましたが、残念ながら時間が限られていたため概要のみとなりました。そこで、一度、適切な時期に、地震等に関わる安全性向上と検査の現状（特にシビアアクシデント対応に関わる部分を主とする）、地震等に関連する防災行政と施設に対する規制の境界領域にあるトピックスの現状、並びに近い将来に安全性向上及び検査に取り入れうると期待される基盤研究の成果などを俯瞰するような説明と議論を行うことを議題として頂くことはできないでしょうか。</p> <p>これは、その場で個別の課題に深く入って議論したいという意味ではなく、炉安審/燃安審に与えられた課題である安全性向上や検査に関する今後の審議を効果的なものとするために、リスク寄与度の大きい分野について現状を俯瞰することが有意義ではないかと考えて提案するものです。</p>	基本部会 (R4. 12. 8) 資料7-1参照

(2) 第 54 回技術情報検討会に関するもの

NO.	委員名／ 所属審査会	審議会 議題	審査委員からのコメント	対応状況
12 炉基 6 燃基- 1	村松委員／ 炉安審	12 炉基部会・6 燃基部会 7. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について	<p>炉安審・燃安審に与えられた審議事項の第一として「国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うと。」とされていますが、この検討の対象は、暗黙のうちに既往の施設に関する規制となっており、新設炉は考慮されていないと理解します。しかしながら、IAEA の基本安全原則のうち原則 5 「防護の最適化」の考え方に照らして考えると、合理的に達成可能な最高の安全性を達成できる原子炉を設計するには十分な研究開発や国内での議論がなされるべきであり、それに対応する規制基準の整備にも十分な検討期間を設けるべきと考えます。</p> <p>「国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報」を検討し、規制への取り入れの要否を検討するにあたっては、対象を既往施設とするか将来施設とするかによって課題の選択や軽重の判断は大きく異なる可能性があります。新知見の取り入れの検討を任務とする技術情報検討会及びその活動に助言する炉安審・燃安審では、将来施設（特に発電炉）の規制に反映すべきものとなる可能性のある過去に得られた知見及び今後得べき新知見の分析・整理のあり方について検討を開始すべき時期に来ていると考えます。</p> <p>なお、このような検討にあたっては、次のような課題に関する調査検討も含めるべきと考えます。ただし以下は私の個人的な気づきによる例示です。両専門審査会での議論により具体的な内容は増減するものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 米国の新型炉に関する安全規制（既設炉と共通の部分を含む）の調査と取り入れの要否 （特に、耐震性を含めた安全機能の信頼性確保のための監視・確認のあり方、異なる型式の原子炉間での整合性のある規制の考え方など） － 継続的安全性向上評価における PRA の結果得られた個別方策のリスク低減効果に関する知見の分析と取り入れ （例えば、水素対策、格納容器ベント、電源・水源の多様化、AM 手順改良、耐震補強等のリスク低減効果に関する知見の分析） － 合理的かつ効果的な安全機能の重要度分類及び耐震重要度分類のあり方 	基本部会 (R4. 12. 8) 資料 7－1 参照